

長野市市街地再開発事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業（以下「法定再開発事業」という。）、優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年建設省住街発第63号住宅局長通知）第2第1号に定義する事業（以下「優良建築物等整備事業」という。）又は社会資本整備総合交付金要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）第6に規定する事業（以下「社会資本整備事業」という。）を実施する者等（以下「施行者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の採択)

第2 法定再開発事業、優良建築物等整備事業又は社会資本整備事業（以下「再開発事業等」という。）について補助金の交付を受けようとする施行者は、長野市市街地再開発事業等採択申請書（様式第1号）を市長に提出し、事業の採択を受けなければならない。

- 2 市長は別に定める要件を満たす再開発事業等について採択することができる。
- 3 事業の採択申請は、事業を開始しようとする日の6月前までに行わなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、申請の時期を変更することができる。

(事業の施行者)

第3 採択された事業の施行者は、次項の規定により施行者を変更することができる。

- 2 施行者は、施行者の変更届若しくは代表者の変更を行う場合は、長野市市街地再開発事業施行者届出事項変更届（様式第2号）により市長へ届け出なければならない。
- 3 施行者の変更を行う場合は、変更後の施行者は、変更前の施行者が実施した採択された事業に関する責務の全てを継承しなければならない。
- 4 再開発事業等の完了により、施行者が法人の解散等により消滅することとなる場合は、採択された事業に関する責務を継承する者（以下「事業継承者」という。）を1人定めなければならない。

(事業の分割及び実施)

第4 採択された事業は、必要に応じ、別に定める項目別に又は複数の年度に分割して実施することができる。

- 2 市長は、分割された事業ごとに補助金の交付対象事業（以下「補助事業」という。）として取り扱うことができる。
- 3 施行者は、事業の採択後でなければ第5に定める経費の支出を伴う行為をしてはならない。
- 4 施行者は、補助金の交付決定を受けた後でなければ補助事業に着手してはならない。

(補助金の対象経費及び補助率)

- 第5 補助金の交付の対象となる経費は、市長が別に定める。
- 2 補助率は、前項に掲げる経費の3分の2以内とする。
- 3 市長が別に定める経費については、補助率を10分の10以内とすることができる。
(補助金の交付申請)
- 第6 施行者は、採択された事業のうち、補助金の交付を受けたい補助事業について、補助金の交付申請書を提出することができる。
- 2 規則第3条に規定する申請書は、長野市市街地再開発事業等補助金交付申請書(様式第3号)によるものとする。
- 3 規則第3条に規定する関係書類及び提出期限は別に定める。
(補助事業の実施期間)
- 第7 補助事業は、補助金の交付申請の日の属する年度の3月末日までに完了しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は延長することができる。
(補助金の経理等)
- 第8 施行者又は事業継承者は、採択された事業の経費の収支を明らかにした書類、帳簿を作成し、採択された事業が完了し、若しくは中止し、又は廃止した日(以下「事業完了日」という。)の属する年度の翌年度から起算して10年間保管しておかなければならない。
- 2 施行者は、補助事業に係る経費について、採択された事業の経理と区分して整理し、収支を明らかにした書類、帳簿等を作成しておかなければならない。
- 3 施行者は、補助事業における残存物件の取り扱いについて(昭和34年建設省発会第74号)に定められている備品を購入した場合は、台帳を作成し、当該備品の名称、購入年月日、数量、価格、購入先等を明らかにしておかなければならない。
(補助事業の内容の変更等)
- 第9 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。
- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき 長野市市街地再開発事業等変更承認申請書(様式第4号)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市市街地再開発事業等中止承認申請書(様式第5号)又は長野市市街地再開発事業等廃止承認申請書(様式第5号)
(補助事業の遂行状況の報告)
- 第10 施行者は、補助事業の遂行状況について、市長が命じた場合は、速やかに報告しなければならない。
- 2 前項の報告は、長野市市街地再開発事業遂行状況報告書(様式第6号)又は市長が指定する様式により行うものとする。
- 3 施行者又は事業継承者は、採択された事業の事業完了日以降、補助事業により整備された施設等の状況について市長が命じた場合は、速やかにその状況を報告しなければならない。

らない。

(実績報告)

第 11 規則第 9 条に規定する実績報告書は、長野市市街地再開発事業等実績報告書（様式第 7 号）によるものとする。

2 規則第 9 条に規定する関係書類は、別に定める。

3 前 2 項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日とする。

(補助金の交付請求)

第 12 規則第 12 条第 2 項に規定する請求書は、長野市市街地再開発事業等補助金交付請求書（様式第 8 号）によるものとする。

(書類の提出部数)

第 13 この要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、1 部とする。

(整備した施設の管理)

第 14 この要綱に規定する補助金を受けて整備した施設等（以下「補助施設」という。）の処分の制限については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号) 第 22 条の規定を準用する。

2 補助施設は、適切な管理運営規程を定めるとともに、その管理者を定めなければならない。

(補則)

第 15 この要綱に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

附 則（昭和 61 年 5 月 10 日告示第 71 号）

この要綱は、告示の日から施行し、昭和 61 年度分の補助金から適用する。

附 則（平成 2 年 3 月 26 日告示第 33 号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成 2 年度分の補助金から適用する。

附 則（平成 8 年 11 月 20 日告示第 267 号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の長野市市街地再開発事業等補助金交付要綱の規定は、平成 8 年度分の補助金から適用する。

附 則（平成 16 年 3 月 30 日告示第 203 号）

1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる事業は、改正後の長野市市街地再開発事業等補助金交付要綱第 2 に規定する採択が行われているものとみなす。

(1) 長野銀座 A-1 地区市街地再開発事業

- (2) 東後町・権堂町A地区市街地再開発事業
- (3) 長野駅前A-1地区市街地再開発事業
- (4) 長野銀座D-1地区市街地再開発事業
- (5) 岡田町第1地区優良建築物等整備事業
- (6) 長野駅東口第10地区優良建築物等整備事業

附 則（令和4年3月31日告示第230号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際現に改正前長野市市街地再開発事業等補助金交付要綱第2の規定による採択を受けている事業については、改正後の長野市市街地再開発事業等補助金交付要綱第2の規定による採択を受けたものとみなす。

様式第 1 号 (第 2 関係)

長野市市街地再開発事業等採択申請書

年 月 日

長野市長 様

住 所

氏 名

㊞

連絡先 (電話)

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

長野市市街地再開発事業等補助金交付要綱に基づく再開発事業等を実施したいので、事業の採択を申請します。

記

1 事業の名称

2 事業の目的

3 事業の実施計画

(1) 事業の種類

(2) 事業の実施場所

(3) 事業の実施期間

(4) 事業の概要

4 添付書類

※別紙 1 事業内容説明書添付すること

別紙1（様式第1号（第2関係）、様式第3号（第6関係））

事業内容説明書

<p>都市機能を増進させる施設</p>	<p>・長野市立地適正化計画 都市機能誘導区域地区： 地区 ・施設の種別：</p>
<p>事業の特徴</p>	<p>・長野県ゼロカーボン戦略に関すること ・信州まちなかグリーンインフラ推進計画に関すること</p>
<p>ZEB 又は ZEH-M の種別</p>	<p>・ ZEB ・ Nearly ZEB ・ ZEB Ready ・ ZEH-M ・ Nearly ZEH-M ・ ZEH-M Ready</p>
<p>ゼロカーボンの普及を図る活動内容（予定）</p>	
<p>緑化を行う場所（広く一般公衆が見ることのできる場所）及び緑化の内容</p>	

様式第2号（第3関係）

長野市市街地再開発事業施行者届出事項変更届

年 月 日

長野市長 様

住 所

氏 名

㊞

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け 第 号で採択通知のあつた下記事業の施行者について、次のとおり変更しますので届け出ます。

記

1 事業の名称

2 事業の種類

3 実施場所

4 変更事項

	変 更 前	変 更 後
施行者の名称		
代表者の氏名		
事務所の住所		
連絡先（電話）		
その他		

5 変更の理由

6 添付書類

様式第3号（第6関係）

長野市市街地再開発事業等補助金交付申請書

年 月 日

長野市長 様

住 所

氏 名

㊟

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年度において、再開発事業等を下記のとおり実施したいので、補助金
円を交付してください。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業の実施計画
- 4 補助事業の完了予定年月日
- 5 添付書類

様式第4号（第9関係）

長野市市街地再開発事業等変更承認申請書

年 月 日

長野市長 様

住 所

氏 名

㊞

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあつた
年度再開発事業等の内容を下記のとおり変更したいので、承認してください。

記

- 1 事業の名称
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容

様式第5号（第9関係）

長野市市街地再開発事業等
中止
廃止
承認申請書

年 月 日

長野市長 様

住 所
氏 名 ④
連絡先（電話）
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金交付決定のあつた

年度再開発事業等の内容を下記のとおり
中止
廃止
したいので承認してくだ

さい。

記

- 1 事業の名称
- 2 中止又は廃止の理由
- 3 事業の再開の予定等

様式第6号（第10関係）

長野市市街地再開発事業遂行状況報告書

年 月 日

長野市長 様

住 所

氏 名

④

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあつた
年度の再開発事業等の遂行状況については、次のとおりです。

記

- 1 事業の名称
- 2 遂行状況

様式第7号（第11関係）

長野市市街地再開発事業等実績報告書

年 月 日

長野市長 様

住 所

氏 名

㊟

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあつた
年度再開発事業等下記のとおり実施しました。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業の実施計画
- 4 補助事業の完了予定年月日
- 5 添付書類

様式第8号（第12関係）

長野市市街地再開発事業等補助金交付請求書

年 月 日

長野市長 様

住 所

氏 名

⑨

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の確定のあつた
年度補助金を下記のとおり交付してください。

記

1 確 定 額 円

2 請 求 額 円

3 送 金 先

金 融 機 関	銀 行 信用金庫 店 農 協 所										
口 座 の 種 類	当 座 普通預金										
(フリガナ)											
口 座 の 名 義											
口 座 番 号	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>										